

# 遵

## 現況建物の遵法性調査

最近、既存建築物について企業のコンプライアンスが求められるようになってきており、又その売買取引などについては、購入者や金融機関から建築基準法への適合性等を問われるような場合もあります。弊社では、公正・中立な立場で既存建築物等の現況における建築基準法への適合性を調査します。

### 遵法性調査の対象物件

昭和56年6月1日以降の確認済の建築物とします。それ以前の建築物等については第三者機関における耐震診断書があれば、この限りではありません。

### 遵法性調査とは？

提出された図書に基づいて図上調査と、現地調査を行うことにより現況における建築物等の建築基準法への適合性調査を行うことです。検査済証がある建物でも、その後間仕切壁等の追加がある場合がよくありますが、その適合性を審査します。

※建築基準法の規定ごとに「適合」、「不適合」、「既存不適格」、「不明」等の判定をします。

### 活用方法

- ★不動産の売買等における建築物の状況把握
- ★金融機関における融資の判断材料
- ★企業の保有不動産物件のコンプライアンス確保
- ★増改築における既存建築物の状況把握など

### 提出していただく図書 (以下の図書を正副2部ご提出ください)

- ① 遵法性調査依頼書
- ② 委任状
- ③ 最新の確認申請書の写し、及び添付図書の写し
- ④ 台帳記載事項証明書（確認申請書がない場合）
- ⑤ 現況建物設計図
- ⑥ 定期報告書類 等



株式会社日本確認検査センター

大阪市中央区北浜 3-1-21 松崎ビル  
Tel. 06-6231-1950 Fax. 06-6231-1951  
E-mail info@nikkaku.jp  
URL <https://www.nikkaku.jp>

営業時間 9:00~17:00  
定休日 土日曜・祝日  
相談窓口 松村（マツムラ）